

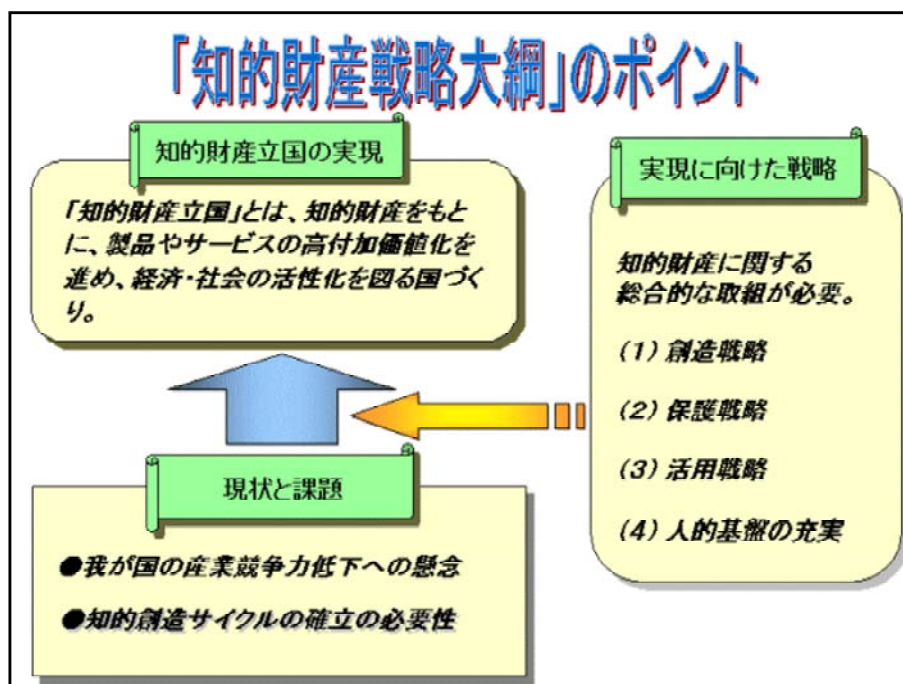
## 第2章 知的財産をとりまく状況と知的財産活用推進方策

### 1 アメリカのプロパテント政策

国を挙げての知的財産への戦略的取組みはアメリカにおいて先行し、昭和60年の「ヤング・レポート」においてプロパテント政策<sup>2</sup>を打ち出し、企業や大学の知的財産の創造と保護を強力に推進したことで、情報通信技術（IT）やバイオテクノロジーに代表される技術革新に基づくビジネスで世界経済をリードし、空前とも言われる好景気の原動力となった。

### 2 日本における知的財産戦略

国においても、平成14年2月に知的財産戦略本部を設置し、同年7月には科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることを目指した「知的財産戦略大綱」が策定された。



（出典）知的財産戦略本部のホームページ<sup>3</sup>

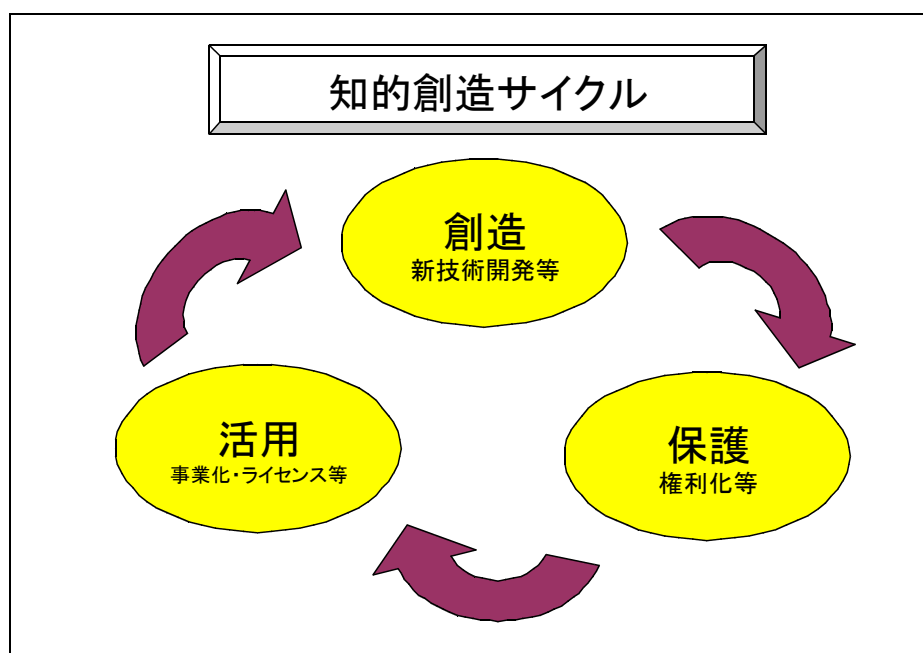
2 プロパテント政策 知的財産の保護を重視し、産業競争力の強化を図ろうとする政策。

3 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

その後、平成14年12月には「知的財産基本法」が制定されるとともに、「知的財産戦略本部」が設置され、平成15年7月には「知的財産の創造・保護・活用に関する推進計画」が決定された。以後、同推進計画は毎年更新され、各年度の具体的な到達目標を設定し計画の推進が図られるなど、「知的財産立国」に向けた集中的な取組みが行われている。

### 3 地方公共団体の責務と知的創造サイクル

「知的財産基本法」第6条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、地方公共団体における、知的財産の創造→保護→活用を強力に推進していくための「知的創造サイクル」の確立に向けた取組みが求められている。



## 4 知的財産活用推進の重要性

国内経済は以前として景気回復の足どりが重い中であって、経済のグローバル化が進み、低コスト低価格を武器に中国を始めとする東アジア諸国の経済が台頭し、国内製造業の空洞化が深刻な状況にある。一方、国内市場においても新技術開発、コストダウン、高品質化、環境への配慮、あるいは消費者に受け入れられるユニークな商品やサービスなど、市場の要求水準は高まる一方であり、企業や生産者においては不断の研究開発、生産技術改良、商品開発等によってこれらの要求に応え続けなくてはならない。

このような中、企業や生産者の経営戦略を考える上で、知的財産の創造・保護・活用は以前にも増して重要となっている。

### (1) 知的財産については知ること自体が重要

知的財産に関する関心や権利意識が高まってきており、他者の知的財産に対する認識がないと、思わぬところで権利侵害として警告されることになりかねない。自身が積極的に技術開発、商品開発等を行い、知的財産の創造・保護・活用により自らの事業を守るためにも知的財産について知ることが重要である。

### (2) 知的財産は経営戦略上の各局面において重要

製品開発等に当たっては、新たな技術開発に関連する特許等の状況や技術動向等の調査を十分に行い、マーケティングや経営戦略により製品開発のターゲットを見定め、また、自社で開発すべき技術か、又は他社からのライセンスを受けるべき技術かを明確にするなど、的確な戦略をもって取り組むことが競争力の確保の上で極めて重要である。

### (3) 知的財産は自社が開発した技術を保護し利益を守るために重要

自社の技術は特許等の知的財産権によって保護することにより、他社の模倣を防止することができるだけでなく、他社にライセンスを行うことでの活用も可能である。逆に他社に1日でも先に出願されてしまうと立場は逆転し、ライセンスを得なければならなくなることから、速やかに対応することが重要である。

特許出願をするとその内容は公開特許公報により公表され、インターネットの特許電子図書館で世界中から閲覧可能となることから、これを前提とした対

応が重要であり、技術の内容によっては、企業秘密としてブラックボックス化によって保護する戦略も有効である。

#### **(4) 知的財産は先端技術に限らず幅広いビジネスにおいて重要**

知的財産というと先端技術を想像しがちであるが、思いがけないアイデアが大きなビジネスに結び付く可能性もあり、それを知的財産として戦略的に活用できるかどうかことが事業における大きな分かれ目となる。また、技術が安定している分野では意匠や商標を活用して商品・サービスの差別化を行うことも重要である。

#### **(5) ブランド化の推進のためにも知的財産は重要**

地域の商品やサービスをブランド化することによって競争力あるものにしようとする取組みが盛んになってきている。ブランド化に当たっては品質や信頼性が基本となることはいままでのないが、商標などの知的財産を活用することで、商品名やシンボルマークなどの模倣を防止し、ブランドを保護することが極めて有効であり、重要である。

特に技術的に成熟した分野の商品や製品のブランドは、定番物として長く売り続けることができ、この場合も商標による保護が非常に重要である。

#### **(6) 農林水産植物の新品種も知的財産により保護していくことが重要**

農林水産植物の新品種は種苗法の品種登録により権利保護がされるが、近年、海外で無許諾栽培された品種が国内に流入するケースが相次いで発覚し、問題となっている。このような状況に対応すべく、種苗法や関税定率法などの改正による権利侵害に対する対応の強化に加え、品種のDNA鑑定などの技術も進歩してきていることから、これらにより権利保護を図ることも重要である。

さらに、ブランド化の取組みや商標制度の活用などにより、永続的な付加価値をもたらすことが可能となる。

#### **(7) 海外でのビジネス展開においても知的財産により保護していくことが重要**

近年、中国、台湾等において日本の地名や地域ブランド等が第三者により出願登録される事例が相次いでおり、海外でのビジネス展開を図る上で支障が生じるリスクが増加するなど、全国的な問題となっている。

このような状況に対応すべく、各国の知的財産権制度を理解し、権利侵害の調査や海外出願等により権利保護を図っていくことが非常に重要である。